

科目別 択一マスター



社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



基本テキストを通読しただけでは理解しにくい箇所や、わかっているつもりになっているがしっかりと理解できていないことが多い箇所について、毎月1科目、五肢択一式問題演習の形式で詳しく解説します。さらに重要なポイントは動画&音声で解説！

第6回／全8回

厚生年金保険法

[問 1] 厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 適用事業所に使用される65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給権者が被保険者となるには、実施機関にその旨を申し出なければならない。
- B 適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者が被保険者となるには、その者の事業主がその者に係る保険料の全額を負担し、かつ、その保険料を納付する義務を負うことにつき同意を得なければならない。
- C 臨時的事業の事業所に6か月の期間を定めて使用される者が、当該期間を超えて引き続き使用されるに至った場合、他の要件を満たす限り、その超えるに至った日から被保険者となる。
- D 1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者であって、大学の学生である者は、1週間の所定労働時間が20時間以上であっても、被保険者とはならない。
- E 適用事業所に使用される70歳以上の被保険者が任意にその資格を喪失するには、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(1) 70歳未満の被保険者

①当然被保険者（法9条）

条文

適用事業所に使用される**70歳未満**の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

②任意単独被保険者

イ) 取得（法10条）

条文

1) **適用事業所以外**の事業所に使用される**70歳未満**の者は、**厚生労働大臣**の認可を受け、厚生年金保険の被保険者となることができる。

2) 前項の認可を受けるには、その事業所の**事業主の同意**を得なければならない。

□ 「**事業主の同意**」は、取得申請時の必須条件であり、その事業所の事業主は保険料の半額を負担し、当該被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うこととなります。

ロ) 壊失（法11条）

条文

任意単独被保険者は、**厚生労働大臣**の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

□ 資格喪失に当たっては、事業主の同意を得る必要はありません。

Advance//

◆適用除外（法12条）

□ 次のいずれかに該当する者は、**被保険者としません**。

原則（被保険者とならない）	例外（被保険者となる）
臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く） であって、次に掲げるもの。 イ) <u>日々雇い入れられる者</u> ロ) <u>2ヶ月以内の期間を定めて使用される者</u> であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの	a) イ)に掲げる者にあっては 1ヶ月を超え 、引き続き使用されるに至った場合 b) ロ)に掲げる者にあっては 定めた期間を超過 、引き続き使用されるに至った場合 ↓ この場合… 該当するに至った日に被保険者となる。
所在地が一定しない 事業所に使用される者。	
季節的業務 に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く）。	継続して 4ヶ月を超えて 使用されるべき場合は、 <u>初めから被保険者となる</u> 。
臨時的事業 の事業所に使用される者。	継続して 6ヶ月を超えて 使用されるべき場合は、 <u>初めから被保険者となる</u> 。